

熊本市環境影響評価技術指針(案)

令和7年3月14日(金)

熊本市環境政策課

- 1 環境影響評価技術指針について
- 2 ポジティブアセスメント
- 3 環境影響評価の参考項目
- 4 環境影響評価の参考手法
- 5 環境保全措置及び事後調査手法
- 6 対象事業に係る判定に関する指針

1 環境影響評価技術指針について

(1) 環境影響評価技術指針の概要

本市の技術指針は、令和7年3月制定予定の環境影響評価条例に基づき、事業者が**環境影響評価や事後調査等を適切に行うために必要となる具体的な方法**を定めるもの。

<環境影響評価技術指針の位置づけ>

制度体系		規定内容
環境影響評価制度	① 環境影響評価条例	・環境影響評価の手続方法 ・地域区分（ゾーニング） ・対象事業の種類、規模要件 など
	② 環境影響評価条例施行規則	
	 （ 環境影響評価条例に基づき策定 ）	
	③ 環境影響評価技術指針	・ <u>環境影響評価や事後調査等の具体的な方法</u> 環境影響評価の参考項目（大気環境、水環境 等）、 環境影響評価の参考手法（調査、予測の方法 等） など

○ 熊本市環境影響評価条例（令和7年3月制定予定）

（技術指針）

第4条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、**対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的な指針を定めるものとする。**

1 環境影響評価技術指針について

(2) 環境影響評価技術指針の目次構成等

事業者に対して、熊本県と同等以上の環境影響評価や事後調査等を求めるため、熊本県の技術指針を基本としつつ、本市独自でスクリーニングを導入するため、第6章「対象事業に係る判定に関する指針」を追加し、必要な事項を定める。

○ 本市環境影響評価技術指針の目次構成

目次	
第 1 章	総則（第1条～第3条）
第 2 章	計画段階配慮事項の選定等に関する指針（第4条～第12条）
第 3 章	環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針（第13条～第21条）
第 4 章	環境の保全のための措置に関する指針（第22条～第25条）
第 5 章	事後調査の項目及び手法の選定に関する指針（第26条）
第 6 章	対象事業に係る判定に関する指針（第27条）

第1章から第5章までは
熊本県と同様の目次構成

※ 熊本県は、スクリーニングを導入していないため、第1章から第5章までの目次構成となっている。

1 環境影響評価技術指針について

(3) 環境影響評価技術指針で定める事項

第2章から第6章までの各章では、環境影響評価や事後調査等に関する具体的な事項を定める。特に赤字の内容は、本市が検討委員会等で審議した結果を反映する。

第2章 計画段階配慮事項に関する事項

(配慮書手続関係)

- ・対象事業の複数案の設定に関する事項 ・事業特性及び地域特性の把握に関する事項(簡易)
- ・計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項(簡易) など

第3章 環境影響評価に関する事項

(方法書手続～評価書手続関係)

- ・環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項(詳細)
- ・環境影響評価の参考項目及び参考手法に関する事項 など

第4章 環境保全措置に関する事項

(方法書手続～評価書手続関係)

- ・環境保全措置に関する事項 ・検討結果の検証及び整理に関する事項

第5章 事後調査に関する事項

(事後調査～報告書手続関係)

- ・事後調査の項目及び手法に関する事項

第6章 対象事業の判定に関する事項

(スクリーニング関係)

- ・対象事業の判定に係る事項

※ 熊本県の技術指針の内容を基本に構成

※ 第1章から第3章までの各章にポジティブアセスメントに関する事項を追加。 5

2 ポジティブアセスメント

(1) ポジティブアセスメントの導入

国の環境影響評価制度

環境基準の適合状況など

公害防止が重要であった制度確立当時の時代背景から「**ネガティブチェック(環境へのマイナス影響の回避・低減)**」のイメージが強い。



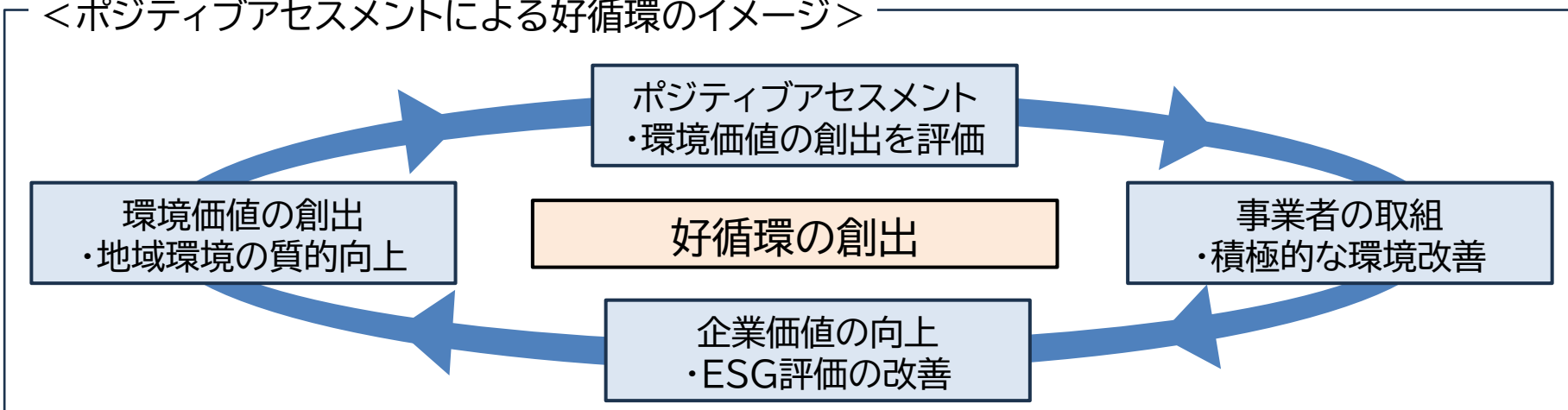
より良い事業計画の検討を促す制度

本市の環境影響評価制度

緑化や生態系の創出、温室効果ガス削減など

事業による環境影響のマイナス面だけでなく、事業者によるより良い環境の創出や環境の改善など**環境影響のプラス面を積極的に評価**することで本市の環境の好循環を促す。

＜ポジティブアセスメントによる好循環のイメージ＞



2 ポジティブアセスメント

(2) ポジティブアセスメントに関する規定

事業者は事業計画の立案段階から環境影響のプラス面の検討を促すことが効果的であることから、第1章(総則)から第3章(環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針)までの各段階で事業者は環境創出や環境改善の検討を求める規定を明記する。

第1章(総則)

(趣旨)

第1条 この技術指針は、熊本市環境影響評価条例(令和7年熊本市条例第〇〇号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的事項並びに事業者によるより良い環境の創出又は環境の改善を促すために必要な事項について定めるものである。

本市の地域特性等を踏まえて、地下水保全、緑化、生物多様性、地球温暖化対策の4つのキーワードを追加する。

(環境創出又は環境改善に係る留意事項)

第3条 事業者は、本市の良好な環境の保全について適正な配慮を行うとともに、より良い環境の創出又は環境の改善に向けて、特に地下水の涵養若しくは水質保全、緑化等による自然再興、生物多様性に資する取組又は大幅な温室効果ガス排出量の削減・抑制に留意するものとする。

2 ポジティブアセスメント

配慮書手続の段階から「環境創出」や「環境改善」の検討を促す。

第2章（計画段階配慮事項の選定等に関する指針）

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第6条 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容 **及び環境創出又は環境改善に資する対象事業の内容**（事業特性）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

（1）事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 事業実施想定区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業の工事計画の概要
- オ **環境創出又は環境改善に資する事項**
- カ その他対象事業に関する事項

※ 一部抜粋・改編

第3章（環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針）

（環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針）

第14条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容 **及び環境創出又は環境改善に資する対象事業の内容**（事業特性）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

（1）事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 事業実施想定区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業の工事計画の概要
- オ **環境創出又は環境改善に資する事項**
- カ その他対象事業に関する事項

※ 一部抜粋・改編

3 環境影響評価の参考項目

(1) 環境影響評価で求める環境要素の範囲

本市の地域特性や課題・施策などを踏まえて、熊本県の技術指針で定める環境要素に加え、「**電波障害**」、「**風害**」、「**緑**」、「**地域交通**」を追加する。

■ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- ◎ 大気環境（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、その他）
- ◎ 水環境（水象、水質、水底の底質、地下水の水象及び水質、その他）
- ◎ 土壤環境・**その他の環境**（地形及び地質、地盤、土壤、**その他（電波障害、風害等）**）

■ 生物の多様性の確保並びに自然環境の体系的保全**及び創出**

- ◎ 動物 ◎ 植物 ◎ 生態系 ◎ **緑**

■ 人と自然との豊かな触れ合いの確保

- ◎ 景観 ◎ 人と自然との触れ合いの活動の場

■ 環境への負荷

- ◎ 廃棄物等 ◎ 温室効果ガス等

■ 文化財の保全

- ◎ 文化財

■ 一般環境中の放射性物質

- ◎ 放射線の量

■ **交通混雑の緩和**

- ◎ **地域交通**

原則、大規模建築物（高層建築物）のみが対象となるため、「**その他の環境**」に位置付ける。

上記のほか、大規模建築物（高層建築物）特有の「**日照阻害**」等が位置付けられている。

3 環境影響評価の参考項目

(2) 対象事業ごとの参考項目

熊本県と同様に、事業者に対してあらかじめ一般的な事業において環境影響評価が必要となる項目を明らかにしておくため、**本市の対象事業ごとに環境影響評価の「参考項目」を設定する。**

例：大規模建築物(高層建築物)の新築の事業に係る参考項目(技術指針-別表第31)

② 環境要素の区分		大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境			動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との 触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス	文化財	地域交通		
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素													
		窒素化合物	粉じん等	騒音	振動	流量流速等	水の濁り	水位流向等	重要な地形及び地質	日照障害												電波障害	風害
① 影響要因の区分												重要な種及び群落並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	温室効果ガス	文化財	交通混雑	
工事の実施	雨水の排水					○	○																
	造成工事及び工作物の設置工事											○	○	○					○				
	建設機械の稼働	○	○	○	○															○			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行	○	○	○	○															○		○	
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		
	施設の利用																	○					
	自動車の走行	○		○	○															○		○	

※ 対象事業ごとの参考項目は、「参考資料2(参考項目(別表第1から第33まで))」のとおり。

3 環境影響評価の参考項目

補足①：熊本県の参考項目と本市の参考項目の相違点について

① 「電波障害」、「風害」、「緑」、「地域交通」の追加

電波障害、風害	「大規模建築物(高層建築物)」の「供用時」 を対象に参考項目として設定する。
緑 (量・質)	「主に都市部で行われる面整備事業」や「大規模建築物(高層建築物)」の「供用時」 を対象に参考項目として設定する。
地域交通 (交通混雑)	「熊本県の技術指針で工事車両の運行による影響が見込まれる事業」の「工事中」と「自動車等の走行に関して大幅に交通量が増加する事業」の「供用時」 を対象に参考項目として設定する。 ※ 交通円滑化に資する道路や鉄道・軌道等は「供用時」から除く。

② 「大規模建築物(高層建築物)」と「複合事業」の参考項目の設定

大規模建築物 (高層建築物)	熊本県の構造物の建設等の事業(スポーツ施設又はレクリエーション施設)の参考項目を基本としつつ、大規模建築物特有の「電波障害」や「風害」等 を参考項目として設定する。
複合事業	関連する対象事業の参考項目を適切に組み合わせて選定する。

後述する

③ 上記のほか、対象事業ごとに追加する参考項目

工場・事業場	工場・事業場における悪臭の苦情発生状況を踏まえ、 「悪臭」 を参考項目に設定する。
埋立・干拓事業	これまでの県知事意見や干潟環境の保全のため、 「底質」 を参考項目に設定する。
その他の事業	「全事業」の「工事中」と「継続して温室効果ガスが発生する事業(燃烧行程のある事業等)、大幅に交通量が増加する事業」の「供用時」 を対象に 「温室効果ガス」 を参考項目に設定する。

3 環境影響評価の参考項目

補足②：参考項目以外の項目の環境影響評価について

本市の環境保全について適正な配慮を求めるため、事業者が参考項目等をもとに選定した項目以外の項目についても市長意見等により必要に応じ見直しを行う規定を明記する。

(環境影響評価の項目の選定)

※ 一部抜粋・改編

第 15 条第 7 項 事業者は、環境の保全の見地から選定項目以外の項目について環境影響評価が求められた場合にあっては、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

< 環境影響評価項目の選定の流れ >

(事業者による検討)

参考項目の確認

原則、参考項目を環境影響評価項目として選定

事業特性を踏まえた検討

< 事業特性を踏まえた参考項目の例 >

・ 工場、事業場の稼働による悪臭物質の発生のおそれ
⇒ **悪臭を追加** (一般的な事業では参考項目に未設定。)

地域特性を踏まえた検討

< 地域特性を踏まえた参考項目の例 >

・ 学校、病院、住居等に近いスポーツ施設等の設置
⇒ **騒音・振動を追加** (一般的な事業では参考項目に未設定。)

環境影響評価項目の選定

市長意見

必要に応じて環境影響評価項目の追加を求める

3 環境影響評価の参考項目

(3) 複合事業の参考項目

複合事業では、当該事業群を構成する各事業の事業特性に基づき、環境影響評価を求める必要があるため、各事業の参考項目を勘案して選定する規定を明記する。

(環境影響評価の項目の選定)

第 15 条第 2 項 **事業者は、前項の規定により複合事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、当該事業群を構成するそれぞれの事業の参考項目を勘案して選定するものとする。**

○ 複合事業の参考項目イメージ（住宅団地の造成事業 + スポーツ施設等の設置）

② 環境要素の区分 ① 影響要因の区分		大気環境			水環境				土壌に係る環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人との自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス	文化財	地域交通	
		大気質	騒音	振動	水象	水質			地下水											地形及び地質
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量流速等	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水位流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の質及び緑の量	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人との自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	温室効果ガス	文化財
工事の実施	雨水の排水	各事業の共通項目							○											
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○															
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行	○	○	○	○															○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)					○				○	○	○	○	○	○	○			○	
	構造物の存在						○		○						○	○		○		
	自動車の走行	○		○	○													○		○
		スポーツ施設等の設置として設定																		
		住宅団地の造成事業として設定																		

住宅団地の造成事業として設定

スポーツ施設等の設置として設定

4 環境影響評価の参考手法

「参考資料3(参考手法(別表第64))」関係

(1) 電波障害の参考手法

本市の「**電波障害**」の調査手法及び予測手法は、各自治体の参考手法を踏まえ、次の表のとおり設定する。評価方法の例は、表の下欄のとおり。

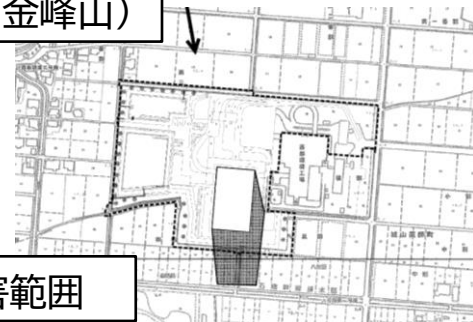
区分	調査手法	予測手法
項目	テレビ電波の受信状況、テレビ電波の送信状況、地形及び工作物の状況	電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度
手法	文献調査、現地調査(テレビ電波の受信状況は、調査要領等により定められた方法)	建造物による電波障害予測計算式、事例の引用又は解析、その他の適切な方法
地域等	影響を受けるおそれがあると認められる地域	影響を受けるおそれがあると認められる地域
	影響を適切かつ効果的に把握できる地点	影響を的確に把握できる地点
時期	影響を適切かつ効果的に把握できる時期	施設の設置が完了する時期

<評価方法の例> 西部環境工場代替施設整備事業

電波障害範囲は、都市計画対象事業実施区域南側の約50mの範囲と予測される。煙突による障害は発生しない。なお、この範囲にテレビ電波の受信障害を受ける住居等が存在しないことから、地形改変後の土地及び施設の存在による電波障害の影響は生じないと評価する。

出典) 西部環境工場代替施設整備事業 環境影響評価(H24.3)

電波方向(金峰山)



電波障害範囲

4 環境影響評価の参考手法

「参考資料3(参考手法(別表第64))」関係

(2) 風害の参考手法

本市の「**風害**」の調査手法及び予測手法は、各自治体の参考手法を踏まえ、次の表のとおり設定する。評価方法の例は、表の下欄のとおり。

区分	調査手法	予測手法
項目	風向・風速の状況(上空風、地表風、強風の状況)、風に影響を及ぼす建築物等の状況、配慮すべき施設(住宅、学校病院等)の状況、地形の状況、土地利用の状況	平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況、それらの変化する地域の範囲及び変化の程度、年間における強風の出現頻度
手法	文献調査、現地調査(地上気象観測指針等)	流体数値シミュレーションによる方法、風洞模型実験、事例の引用又は解析、その他の適切な方法
地域等	影響を受けるおそれがあると認められる地域	影響を受けるおそれがあると認められる地域
	影響を適切かつ効果的に把握できる地点	影響を的確に把握できる地点
時期	年間の風の状況を適切に把握できる時期。	施設の設置が完了する時期

<評価方法の例>

○ **平均風速の頻度に応じて風環境の程度を評価**

日平均風速の累積頻度55%(平均的に相当)と 95%(週1回程度吹く風速に相当) によって風の状況をランク分けして評価することが考えられる

○ **日最大瞬間風速の頻度に応じて風環境の許容レベルを評価**

日最大瞬間風速10m/s、15m/s、20m/sの超過頻度によってランク分けして評価することが考えられる。

4 環境影響評価の参考手法

「参考資料3(参考手法(別表第51))」関係

(3) 緑の参考手法

「緑の質」では、植栽予定種が適切に育成できるかを基本に評価する。

本市の「緑の量と質の調査手法及び予測手法」は、各自治体の参考手法を踏まえ、次の表のとおり設定する。評価方法の例は、表の下欄のとおり。

区分	調査手法	予測手法
項目	緑の量(<u>緑被率、緑視率</u>)、緑の質(<u>現存植生の状況及び生育状況、生育環境、植栽実績等</u>)	緑の量の変化(<u>緑被率、緑視率</u>)、緑の質の変化(<u>植栽予定種の環境適合性</u>)
手法	文献調査、現地調査	緑被率の算定、フォトモンタージュ法、環境適合性の推定、その他の適切な方法
地域等	対象事業実施区域及びその周辺の区域	対象事業実施区域
時期	影響を適切かつ効果的に把握できる時期 現地調査は、春季から秋季の期間。	影響を的確に把握できる時期

<評価方法の例>

○ 開発行為における緑化の基準による評価 (緑の量:緑被率)

工場・事業所のための開発行為の場合には開発面積に応じた緑化の基準を参考に評価することが考えられる。

○ 現存植生の状況や生育状況を踏まえた緑化による評価 (緑の質:植栽予定種の環境適合性)

対象事業の実施区域内や周辺地域の現存植生の状況、植栽されている樹種ごとの活力度(樹勢、樹形、葉色等により判定)から緑の質(植栽予定種の環境適合性)を評価することが考えられる。

4 環境影響評価の参考手法

補足③：緑の質のプラスαの評価手法の例（ポジティブアセスメント）

本市では、「緑の基本計画」で緑のもつ多面的な機能や効用である「緑の質（役割）」を向上することとしており、このような取組の検討も環境影響評価手続の中で促し、実施する事業者を積極的に評価する。

「緑の質」を採用することで市長意見等によって、より良い緑化への働きかけを行う。

○「緑の質」に関するプラスαの具体的な評価手法の例

緑の質（ <u>役割</u> ）	具体的な手法の例
1. 都市環境の維持・改善	・ グリーンカーテンや屋上緑化（ <u>緑陰、気温上昇緩和等</u> ） など
2. 良好な都市景観の形成	・ 高木、中木、低木、地被植物を適切に組み合わせ、見通しの良い、安全・安心に配慮した植栽（ <u>美的修景</u> ） など
3. 都市の安全性の確保	・ 植栽スペースの雨水貯留機能によるグリーンインフラ（ <u>雨水流出の負荷軽減</u> ） など
4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供	・ 花見や散策などの様々なレクリエーションの場としての緑地の整備 ・ 公開（ <u>季節感の創出、人と自然との触れ合いの場の提供</u> ） ・ 敷地内オープンスペースの緑化（ <u>社会貢献活動</u> ） など
5. 精神的充足	

出典：緑の基本計画（令和3年3月改訂）



「緑の質」では、「植栽予定種の環境適合性」の評価に加え、事業者による上記の自主的な取組（緑の質（役割）に資する取組）などを促し、積極的に評価する。

4 環境影響評価の参考手法

「参考資料3(参考手法(別表第34))」関係

(4) 地域交通の参考手法

本市の「**地域交通**」の調査手法及び予測手法は、各自治体の設定状況を踏まえ、次の表のとおり設定する。評価方法の例は、表の下欄のとおり。

区分	調査手法	予測手法
項目	地域交通の状況(主要な交通流及び交通量、主要交差点における交通処理、周辺の渋滞等の状況)	地域交通の変化(混雑度、交差点需要率)
手法	文献調査、現地調査	理論計算式(交通シミュレーション解析等を含む。)、その他の適切な方法
地域等	影響を受けるおそれがあると認められる地域	影響を受けるおそれがあると認められる地域
	影響を適切かつ効果的に把握できる地点	影響を的確に把握できる地点
時期	影響を適切かつ効果的に把握できる時期	工事中は影響が最大となる時期 供用後は定常状態となる時期

<評価方法の例>

○ **道路の混雑度(交通工学的手法)**

「道路の交通容量」((公社)日本道路協会)に基づき、道路の混雑度を予測し予測時期における一般交通量から予測される混雑度と対比する。**混雑度が概ね 1.0 以下の場合に、円滑な交通処理が可能と判断**する。

○ **交差点需要率(交通工学的手法)**

「平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」((一社)交通工学研究会)に基づき、交差点需要率を予測し、一般交通量から予測される交差点需要率と対比する。**交差点需要率が 0.9 以下の場合に、円滑な交通処理が可能と判断**する。

4 環境影響評価の参考手法

①「参考資料3(参考手法(別表第48))」関係
②「参考資料3(参考手法(別表第39))」関係

(5) 最新の知見を踏まえた参考手法の見直し

① 環境関連法令を踏まえた追加(有害物質-水銀)

水俣条約に伴う大気汚染防止法の改正(H30.4施行)により、「**水銀排出施設**」の**排出基準順守等の規制が新たに設けられているため**、ごみ焼却施設等の参考手法に「**水銀**」に関する調査を追加する。

＜ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考手法＞

技術指針	備考
大気質(有害物質) ・調査すべき情報:有害物質(塩化水素、 水銀 及びダイオキシン)の濃度の情報	水俣条約に伴う大気汚染防止法改正を反映

※ 上記の他に火力発電所の一部(石炭)や工場・事業場の一部なども該当するが、各事業一律に該当する項目ではないため、事業内容を踏まえて「水銀」に関する調査の追加を求める。

② 国の参考手法を踏まえた見直し(列車の走行-騒音・振動)

鉄道騒音及び振動の調査手法は、**国が示した騒音対策や振動対策の指針等によって定められた手法があるため**、この方法を採用する。

技術指針	備考
【騒音】 列車の走行:騒音の状況については、在来鉄道騒音測定マニュアルに規定する騒音の測定の方法	鉄道騒音に特化した測定手法へ更新
【振動】振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法 又は環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)を用いられたものとする。	鉄道振動に特化した測定手法へ更新

5 環境保全措置及び事後調査手法

(1) 事業者を求める環境保全措置の検討内容

本市が事業者を求める環境保全措置は、国や各自治体と同様に、「① 環境影響の回避・低減」、「② 代償措置(消失する環境の代償)」、「③ 基準や目標との整合」としつつ、**本市ではポジティブアセスメントを取り入れるため、「可能な限り定量的な把握」を求める規定を明記する。**

○ 事業者を求める環境保全措置の検討内容

※ 一部抜粋・改編

(環境保全措置の検討)

第 23 条 事業者は、次の①から③までの事項を踏まえて、環境保全措置を検討すること。**この場合において、事業者は環境創出若しくは環境改善又は環境保全に関し、可能な限り定量的な把握に努めるものとする。**

- ① 実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し、又は低減すること。
- ② 必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること。
- ③ 環境の保全に関する基準又は目標の達成に努めること。

①から③までは
一般的な検討内容

※ 事業者は、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえて、必要に応じて損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討すること。

5 環境保全措置及び事後調査手法

補足④：環境影響の回避、低減又は代償措置について

環境保全措置における環境影響の回避、低減又は代償措置の内容は次のとおり。優先度が高い、環境影響の回避又は低減を検討し、必要に応じて代償措置を検討する。

優 先

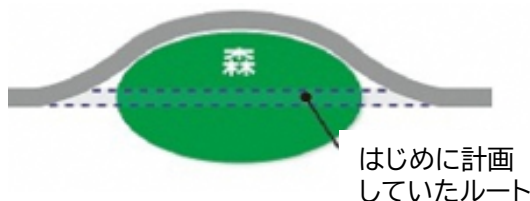
「回避」

以下の方法により影響を回避

- ・事業の一部を実行しない。
- ・(森林、湿地、学校、病院など)保全すべき環境・施設から事業を遠ざける。 など

例)

- ・事業の位置・ルートの変更



回避措置

「低減」

以下の方法により影響を低減

- ・事業の規模の制限
- ・影響を受けた環境の修復
- ・環境の保護、維持管理 など

例)

- ・施設構造の変更
- ・改変場所の緑化
- ・防音壁の設置



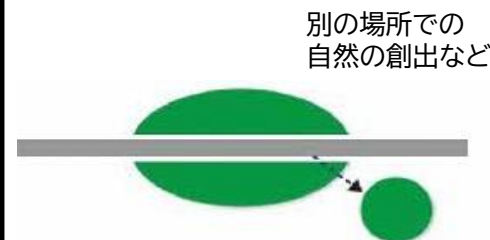
低減措置

「代償」

事業により消失する環境と同様の環境を新たに作る など

例)

- ・保全対象の移植
- ・新たな生息地の創出



代償措置

5 環境保全措置及び事後調査手法

(2)-1 事後調査を行う必要がある場合

国や各自治体では、「事後調査を行う必要がある場合」として①から④までを定めているが、本市では、**スクリーニングにより環境影響評価不要となった場合でも事業者が事後調査を求めるため、当該要件(★)を明記する**。また、①から④までに限らず、事後調査が必要な場合も想定されるため、**⑤の要件を明記する**。

○ 事後調査を行う必要がある場合

※ 一部抜粋・改編

(事後調査の項目及び手法の選定)

第 26 条第 2 項 事業者は、**スクリーニングにより環境影響評価手続不要の判定を受けて事業を実施するとき(★)又は次のいずれかに該当する場合で環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、環境影響を把握するための事後調査を行うこと。**

- ① 予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事中及び供用時において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④ 代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- ⑤ **上記に掲げるもののほか、環境影響の程度を把握するために事後調査が必要であると認められる場合**

※ **上記①から④までの規定に限らず、環境影響の調査、予測及び評価結果が適当であるか事業着手後に確認が必要な場合が想定されるため追加。**

5 環境保全措置及び事後調査手法

(2)-2 事後調査の手法及び選定に関する事項

国や各自治体では、事後調査の手法及び選定に関する事項として①から④までを定めているが、本市では、スクリーニングにより環境影響評価手続不要の判定を受けた場合でも事後調査を求めるため、この場合における「事後調査の項目及び手法の選定に関する事項」を明記する。

○ 事後調査の手法及び選定に関する事項

※ 一部抜粋・改編

(事後調査の項目及び手法の選定)

第 26 条第 3 項 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定することとし、スクリーニング後の事後調査は、計画段階環境配慮書(配慮書)及び判定基準の適合を確認することを目的として必要と認められる項目を選定すること。

※ 環境影響評価手続を行わない場合の事後調査の手法を定めるために追加する。

- ② 事後調査項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定し、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討すること。
- ③ 事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
- ④ 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

6 対象事業に係る判定に関する指針

(1) 対象事業の判定に係る事項 ①

第1種事業では、対象事業の実施前後で環境影響の明確な変化が認められない場合等に環境影響評価を不要とするため、事業者これらの整理を求める規定を明記する。

熊本市環境影響評価条例施行規則

- 対象事業(第1種事業)が、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いものであること。

事業実施前後の環境
影響の把握が必要



同規模の建替え



大気汚染の改善

熊本市環境影響評価技術指針

※ 一部抜粋・改編

(対象事業の判定に係る指針)

第27条第2項第1号 第1種事業を実施しようとする場合は、当該事業の実施前に行われた事業に係る事業特性及び事業に伴う環境影響を既往実績及び事業計画等から把握するとともに、当該事業による環境影響と比較し、判定基準に照らして事業者の見解を整理すること。

6 対象事業に係る判定に関する指針

(2) 対象事業の判定に係る事項 ②

第2種事業では、一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとならない場合等に環境影響評価を不要とするため、事業者これらの整理を求める規定を明記する。

熊本市環境影響評価条例施行規則

- 対象事業(第2種事業)が、当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないこと。

事業実施による環境
影響の把握が必要



計画

環境影響評価不要

環境目標や規制基準
超過のおそれがない

or

環境影響評価必要

環境目標や規制基準
超過のおそれがある

熊本市環境影響評価技術指針

※ 一部抜粋・改編

(対象事業の判定に係る指針)

第27条第2項第2号 第2種事業を実施しようとする場合は、当該事業に用いられる技術、工法その他の事業特性及び事業に伴う環境影響を入手可能な文献等から把握するとともに、当該事業による環境影響の程度を把握し、判定基準に照らして事業者の見解を整理すること。

環境影響評価技術指針の策定までのスケジュール

- 本市条例において、技術指針を策定するに当たっては、環境影響評価について審議する「環境影響評価審査会(※)」に意見を聴取することとしている。
- そのため、本年度中に「環境影響評価技術指針(案)」を取りまとめ、条例施行後、直ちに、環境影響評価審査会を開催し「環境影響評価技術指針」を策定する。

※ 環境影響評価条例に基づき、環境影響評価に係る技術的事項等を調査審議するために設置する附属機関。

<環境影響評価技術指針の策定の流れ>

令和7年3月14日 : 第5回 環境影響評価技術指針等検討委員会

移行

令和7年3月末まで : 「環境影響評価技術指針(案)」の取りまとめ

* 令和7年3月末 : 熊本市環境影響評価条例の制定・公布(予定)

令和7年5月中旬頃 : 「環境影響評価審査会」の新設・開催

市長決裁

令和7年5月末まで : 「環境影響評価技術指針」の取りまとめ

令和7年6月末まで : 環境影響評価技術指針の策定・公表

* 令和7年10月1日 : 熊本市環境影響評価条例の完全施行(予定)